

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(68)、原子力科学研究所JRR-3の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(56)、及び、大洗研究開発センターHTTRの地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(52)」

2. 日時：平成29年5月15日（月）16時00分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁18階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：大浅田安全規制調整官、竹内安全審査官、三井安全審査官、  
中村安全審査官、佐藤（秀）安全審査官、永井安全審査官、  
岩崎係員、竹野技術参与、内田技術研究調査官、宮脇技術研究調査官

日本原子力発電：執行役員 他6名

日本原子力研究開発機構：建設部 次長 他7名

5. 要旨

- ① 日本原子力発電から、平成26年5月20日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、敷地周辺の地質・地質構造に関するコメント回答について説明があった。また、日本原子力研究開発機構から、平成26年9月26日に申請のあったJRR-3に関する原子炉設置変更許可申請及び平成26年11月26日に申請のあったHTTRに関する原子炉設置変更許可申請のうち、敷地周辺の地質・地質構造に関するコメント回答について説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

〔共通〕

- ・大貫池北方地点の露頭について、以下の点を示すこと。
  - ✓ 本年2月に現地調査を行った旨を示すこと。
  - ✓ F-1の断層とF-2の断層、及び、それらに挟まれる範囲にみられる断層群の成因について、検討をしているのであれば、検討結果を示すこと。
  - ✓ F-1の断層において、地層境界（高さ）ごとに鉛直変位量に変化がないか確認すること。また、断層面付近の地層の乱れについて、可能であれば、成因を検討すること。
  - ✓ 上盤側上方の砂層に特質する変形がないかを確認すること。
  - ✓ 下盤側に変形が認められないのであれば、その旨を明記すること。
- ・露頭写真を大きく示すとともに、走向・傾斜等の観察結果などが明確にわかるように資料を工夫すること。
- ・涸沼周辺の小断層周辺における既存の反射法探査結果も資料に加えること。

③日本原子力発電及び日本原子力研究開発機構から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. 提出資料

- ・東海第二発電所 地震等に係る新基準適合性審査に関するコメントリスト
- ・東海第二発電所 地盤（敷地周辺及び近傍の地質・地質構造）について（コメント回答）
- ・原子力科学研究所（JRR-3） 大洗研究開発センター（HTTR） 地震等に係る新規制基準適合性審査に関するコメントリスト
- ・原子力科学研究所（JRR-3） 大洗研究開発センター（HTTR） 敷地周辺・敷地近傍の地質・地質構造